

【県外在住者向け】

神奈川県狩猟者登録に係る手数料等の納付方法について

神奈川県で狩猟者登録を行う際、免許種別毎に「狩猟税」と「狩猟者登録手数料」の納付がそれぞれ必要ですが、納付方法が異なります。

郵送により申請する場合、

- ✓ 狩猟税は、現金書留で送金
- ✓ 狩猟者登録手数料は、納付書によりお住まいの地域のコンビニ等で納付※

※コンビニ等での納付を行われる場合は、納付後に発行される納付済証が、狩猟者登録申請に必要になりますので以下の方法に沿ってお手続きをお願いいたします。

1 納付書発送を依頼してください

- ・「狩猟者登録申請に係る納付書発送依頼書」に狩猟者登録手数料の納付件数等を記入し、角2の返信用封筒を同封の上、以下の送付先へ郵送してください。
- ・なお、返信用封筒には、送付に必要な額の切手を貼付し、ご住所、ご氏名を記入してください。

郵送先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県 環境農政局 緑政部 自然環境保全課 野生生物グループ 宛

当課に依頼書等が届きましたら、同封の返信用封筒にて、狩猟者登録手数料の納付書を郵送いたします。（依頼から2週間程度お時間をいただく場合があります）

2 納付書により納付してください

申請者のお手元に納付書が届きましたら、金融機関やコンビニエンスストア等で納付をお願いします。納付は現金のみの支払いとなっておりますので、ご注意ください。

※納付の際は納付書を切り離さず上記の対応窓口まで持参ください。

○納付可能なコンビニエンスストア一覧

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/conveniencestore.html>



○納付可能なドラッグストア等一覧

<https://www.shinkin-sis.co.jp/mmk/mmklist14.html>



3 納付済証を狩猟者登録申請書に貼り付けてください

お支払い後は、受け取った「納付書・領収書」と「納付済証」（青線囲み部分）から、納付済証（赤線囲み部分）を切り取り、裏面にご自身の氏名をご記載のうえ、狩猟者登録申請書の余白に貼り付けてください。

（注意「納付書・領収書」は貼り付けしないでください！）

（参考 納付書見本）

※ 実際の大きさと異なります。

※ 納付後に、「納付済証」のみをはさみ等で切り取り、裏面にご自身の名前を記載のうえ、申請書裏面に貼付してください。

4 申請書等及び狩猟税を現金書留で郵送してください

狩猟者登録申請書、狩猟税分の現金、その他必要な書類と併せて、「公益社団法人神奈川県猟友会」あて、現金書留にて郵送してください。

郵送先

〒231-0005 横浜市中区本町 3-24 ニュー本町ビル 7 階

公益社団法人神奈川県猟友会宛

※狩猟税は法令に基づき、証紙により徴収することとしています。この証紙徴収方法では、証紙を購入いただくか、証紙の金額に相当する**現金**の納付を受けることによって、証紙に代えることができるとされており、神奈川県では**現金**での納付をお願いしております。

問合せ先

自然環境保全課 野生生物グループ

電話 045-210-4319